

アメリカにおける高等教育調整委員会の形成と大学の自治

——テキサス州を中心に——

高 木 英 明

The Development of Coordinating Boards on Higher Education and the
Autonomy of Universities in the United States

——Mainly in the State of Texas——

TAKAGI Hideaki

序

アメリカの大学¹⁾ (colleges and universities) は、歴史的には、公・私立ともに、原則として、最高管理機関としての理事会 (Board of Regents, Board of Trustees, Board of Curators など、その名称はさまざま)²⁾、それによって任命される学長を長とする管理職 (Administration)、その管理下に置かれる研究教育組織としての教授団 (Faculty)、および学習団体としての学生団 (Student body) の複合体として形成されてきた。したがって、アメリカの大学は、それぞれ独自の理事会によって統轄されるのが原則であった。しかし、州立大学については、19世紀末頃から³⁾、州内のすべての州立大学 (または州立高等教育機関) を一括して統轄する管理委員会 (Governing board = 以下 G. B., 固有名詞としての呼称は、理事会の場合と同じく、Board of Regents, Board of Trustees, Board of Governors 等各種⁴⁾) が設けられ、1940年までには16州⁵⁾、1980年現在では21州⁶⁾ に設けられるに至った。その中には、州内の高等教育機関が少ないために特定の州立大学の理事会が全州立高等教育機関を統轄することになった州 (例えば、Hawaii, Nevada など)、あるいは特別の高等教育管理委員会を設けずに州教育委員会がすべての州立高等教育機関をも管理するに至った州 (例えば、Idaho, Rhode Island など)、さらにはこれとは逆に大学管理委員会がすべての教育機関を所管して教育委員会をも兼ねている州 (例えば、New York) なども含まれる。このような州域の高等教育管理機関 (G. B.) の設置は、本来学外者から成る外部機関的要素の強い大学理事会が、複合体としての大学から遊離して、いわば教育委員会 (教育行政機関) 化したものとみることができる。いうならば、理事会を含む「広義の大学」と教授団を核とする「狭義の大学」との分離であり、「広義の大学」の解体ともいえよう。これらの場合には、それぞれの大学の固有の理事会はなくなり、統一管理委員会が全大学を直接統轄し、州内高等教育全体の計画、調整、管理を行なう。

これに対して、各大学が独自の理事会をもつ州 (1975年現在で5州)、あるいは複数の大学を結合してシステム化した大学連合体 (systems) にそれぞれの理事会を置く州 (同8州)、あるいは両者の混在する州 (同15州) 等においては⁷⁾、それらの大学または大学連合体間の連絡・調整を行ない、州域の高等教育計画を進めるために、主として1950年代から、高等教育調整委員会 (こ

れも Commission on Higher Education, Council on Higher Education, Coordinating Commission, Coordinating Board＝以下 C. B., など名称は多様⁸⁾ が設けられてきた。その結果、現在では、州レベルの高等教育の総合調整機能を果たす何らかの機関 (G. B. または C. B.) がすべての州に置かれるに至った⁹⁾。

高等教育調整委員会の構成、権限、機能等は、州によってその詳細を異にするが、一般的に言えば、州の立法府および行政府と各大学理事会との間に立って仲介者としての機能を果たし、概して助言的、限定的責任を負っている¹⁰⁾。原則として、各大学の直接的管理権はもたない。ただし、オクラホマ州の調整委員会は、議会から配当された資金を各大学に直接割当てる独占的権限をもっていると言われる¹¹⁾。このオクラホマ州は、1941年の憲法修正および補助立法によって高等教育制度の再編成を行ない、州域的大学調整組織である「高等教育委員会」(State Regents for Higher Education) を創設したのであるが、これがアメリカにおける調整委員会制度の先駆けとなった。もっとも、これより先、1934年に、ケンタッキー州にも同じような委員会(現在の Kentucky Council on Public Higher Education) が設けられていたが、それが実際に活動を開始したのは1950年代になってからであった¹²⁾。1950年代には、19世紀末以来ふえ続けていた州域の単一高等教育管理委員会 (G. B.) に代わって、調整委員会 (C. B.) が急速に広まり、1960年代の終わりまでには27州に達した。この時期 (1941～1968) に管理委員会を設置した州はわずか4州に過ぎなかった。¹³⁾

本稿では、高等教育調整委員会が管理委員会に代わって普及して行った理由＝その形成動因を探り、調整委員会の基本的性格ならびに大学自治との関係を考察する。なお、その分析素材として、近年、人口増加、石油資源の開発等によって急速に地位を高めつつある合衆国本土最大の州テキサスを取りあげ、そこにおける調整機関発展の跡を忠実に辿ることを通してそれらを明らかにしたい。

I TCHE (テキサス高等教育委員会) の形成

テキサス州に、州域の高等教育調整機関として、「テキサス高等教育委員会」(Texas Commission on Higher Education) が正式に設置されたのは1955年になってからであるが、その萌芽は、オクラホマ州 (1941) やケンタッキー州 (1934) の場合よりももっと早く、1921年にみられた。

1921年の第37回州議会は、「テキサス州の高等教育機関の作業には多くの重複があり、もし可能ならば避けるべき支出をテキサス住民に負担させていること」、また、「この重複と不必要な支出の多くは、テキサス州における高等教育事業が適切に体系化されておらず、かつ調整されていないという事実によるものであり、この州の高等教育機関を維持・援助する現行方法が不満足、かつ甚だ非能率でもあること」などの主張があることを挙げ、先ず州立高等教育機関の調査をする委員会の設置を決議した¹⁴⁾。これによって設置された委員会は、1923年1月、十分な調査ができなかったとしながらも、「高等教育を改善するために何らかの協力機関が必要」であるという結論を報告した¹⁵⁾。次の第38議会も、調査委員会を設けて更に徹底的な調査研究を行ない、既存の各大学理事会を廃止することは賢明でないが、州内の高等教育に関する全政策問題を研究するために、新しい高等教育委員会を設けることが望ましいこと、またその委員会は大学の内部問題の統制は全く行なわず、新しいコースやプログラムの提供、大学の設置等の承認、州立大学予算

案の準備などの権限をもつようにすべきことを勧告した¹⁶⁾。続く1925年および27年の議会（テキサス州議会は隔年開催）はこれについて何の措置もとらなかったし、29年の議会でもそのような委員会が新設されるには至らなかった。

しかし、1929年の議会は、そのような委員会の代わりに、州教育委員会が州立高等教育機関の財政需要を検討し、予算案の勧告を知事や議会に提出することができるようにする法律を制定し、州教育委員会を州内高等教育の包括的調整機関に指定した。ただし、州教育委員会は決定または統制の権限を全く与えられなかったので、知事や議会あるいは関係大学に対して何程かの勧告をなし得たに過ぎず、それが実効を伴うことはほとんどなかったと言われる¹⁷⁾。4年後の1933年に出された州政府の調査報告書（Griffenhagen Report）は、依然として、大学間に重複と非効率的な運営がみられるため、全高等教育機関を監督する何らかの機関を設ける必要があること、「大学間にみられる学生および予算配当をめぐる積極的かつ広範な競争は、徹底的な措置を必要」としており、「ある種の調整的運営が必須である」ことを説いた¹⁸⁾。しかし、その後も新機関は設置されず、州教育委員会が約20年間にわたって州内高等教育の調整機能を担い続けた。とは言っても、州教育委員会のこの分野における活動が比較的活発であったのは1930年代だけで、その間学生一人当たりの積算基準の開発、プログラムに関する適切かつ有益な勧告等にもみるべきものがあつたものの、その機能は年と共に減退し、その後数年間はほとんどなすところがなかったとされている¹⁹⁾。その原因の一つは、十分なスタッフを与えられなかったことにあり、州教育委員会の報告書はしばしばそのことを指摘した。例えば、1946～48年の報告書は、議会が教育委員会の人員増の要求に特別の配慮を払うよう要請している²⁰⁾。

他方、第二次大戦後の大学登録学生数の増大、ジュニア・カレッジ教育の普及、専門教育や大学院教育への需要増、大学運営費の恐るべき増大等は、大学間の過度の競争を生み、不平等、不公平をますます増幅しつつあつた²¹⁾。そこで、1949年の第51議会は、「より効果的な高等教育制度を提供するための経済的・効率的計画とプログラムを決定し、定式化（formulate）する目的で、ジュニア・カレッジを含む州立高等教育機関の現行制度を徹底的に調査する委員会」の設置を決議した²²⁾。それに基づく調査委員会は、テキサスの高等教育制度を調査・検討した後、各大学の役割と範囲の決定、学位プログラムや大学新設の審査、大学予算の調整等を行なう調整機関の必要性を勧告した。これをうけて、1951年の第52議会には、「高等教育調整委員会を創設する法」案（House Bill No. 483）²³⁾が提出され、若干の議論がなされたが、成立するまでには至らなかった。しかし、朝鮮動乱に伴う国防費の増大により、全米的に州の経費を減らす努力をする必要が生ずる一方で、「大学が本来の目的に必要なプロジェクトや物品に、ぜいたくな、浪費的な金の使い方をしている²⁴⁾」ことが問題となった。例えば、議会が大学教員の給与増のために増額した大学予算を給与は据え置いたまま、プログラムの拡大に使う大学があつたり、教員養成大学が特別の需要を充たすためではなく、連邦援助の資格を得るために職業農業コースを提供したりしたことが指摘された²⁵⁾。こうしたことから、1953年の第53議会には、テキサス高等教育委員会（Texas Commission on Higher Education）の設置が提案された。

この委員会は、後に第54議会の議決によって設置される調整委員会と全く同じ名称であつたが、これは大学間の調整そのものを行なう委員会ではなく、そのような委員会を設けるために更に調査、研究、勧告を行なうためのものであつた。すなわち、テキサス州における高等教育の需要を

調べ、州内高等教育の調整制度を勧告するために臨時の機関として設置されたものである。そこには、従来の州立高等教育機関が無作為に偶然的な仕方で成長して来たこと、高等教育機関の真の計画、調整あるいは包括的な統制がなかったこと、それらの機関相互の間には議会の予算配当をめぐる激しい競争があったこと、またプログラムや学位の提供が経費または努力の重複に対する配慮なしに行なわれたこと、さらには学生増に伴ってより効果的・経済的な計画を策定する必要が生じていること、そのためには州立高等教育機関の役割や範囲を調査・確定し、相互の調整をはかる機関が必要であることなどの認識があった²⁶⁾。また、州議会は、この TCHE を設置した法律の前文で、「テキサスがついには国内のいずれの州にも負けない州立高等教育制度をもつように、現行高等教育施設を改善する」ことを強調した²⁷⁾。すなわち、これによって高等教育の質的向上を目指そうとするものでもあった。

この TCHE は、翌54年3月に、①州民は誰でも公立高等教育を受ける機会をもつようにすべきこと、公立高等教育制度は、②最高度の質を達成すべきこと、③州の資源の範囲内で公平に資金を与えられるべきこと、④効果的に管理されるべきことなどの目標を設定し、これらを現下の諸条件—①大学は現在すでに公立学校を呑み込んでいる若者の洪水によって水浸しになろうとしていること、②高等学校卒業生の大部分は何らかの形で高等教育を受けることを要求すると思われること、③徹底的な経済的・社会的変化が効率的な第一級の公立高等教育制度を一層多く必要としつつあること、④教員の人材にはきつい不足があること等—の下で実現するためには、責任ある中央機関を長とする高等教育管理の調整制度が必要であることを提言した。それが唯一の実際的な方法であり、そのような手段によってのみ利用可能な人材と税源を保存し、テキサスにふさわしい仕方では若者の要求を満たす路を開くことができるとし、既存の大学理事会とは衝突しないで、州域の高等教育問題の継続的研究を行ない、リーダーシップ、カウンセリングおよび共同計画を通して公立大学を援助することのできる機関を構想した²⁸⁾。1955年の第54議会は、この提言を受けて、ようやく恒久的な調整機関を設置する法律を制定するに至ったが、1921年にこの種の機関の設置が勧告されてから実に34年の歳月が経過していた。

同法律は、「州の高等教育制度が効率的・効果的に発展するよう、4年制以上の高等教育機関、大学連合体 (systems) およびそれらの理事会に対して、一層のリーダーシップと調整機能を提供し得る州機関をテキサス州公立高等教育分野に設置すること²⁹⁾」を目的とした。この一般的使命を遂行するため、新生のテキサス高等教育委員会 (Texas Commission on Higher Education, 以下 TCHE) は次のような義務と責任を負った。①州の必要に関連して、州立大学の教育計画と学位の提供を継続的に研究すること、②学術研究と大学開放および公共サービスに対する州の需要を継続的に研究すること、およびこれらの活動を行なう機関を指定すること、③全面的に州が維持する大学で行なわれる学術研究計画と大学開放および公共サービス活動の目録 (inventories) を保全すること、④提案される新しい学科、学位プログラム、および免状プログラムを承認または否認すること、および一定の限界内ではあるが、既存プログラムの整理統合または廃止が当該大学の最良の利益および州の一般的要件に合致する場合にそれを行なうこと、⑤公立高等教育分野の報告を行ない、高等教育に関するすべての報告が集められる画一的なシステムを開発すること、⑥州の財政需要を継続的に研究すること、および各大学が議会の予算配当への要求を行なう際使用する定式 (formulas) を開発すること、⑦各大学からの予算要求を受取り、それ

を含む高等教育予算のすべてに関する勧告を準備し、予算局ならびに議会に提出すること、⑧入学定員増のための補足的臨時予算に関して予算局と議会に対する勧告を準備し、提出すること、⑨効果と効率を高めるために、テキサス高等教育の全分野を継続的に研究し、それに関する適切な報告を行なうこと³⁰⁾、など。

TCHE は、州議会上院 (Senate) の助言と同意を得て知事が任命する15人の委員で構成された。知事が委員を任命する際には、州内の各地域が代表されるように配慮するものとされ、委員の任期は6年であった。また、委員は教育の素人で、任期中教育の仕事に専門的に従事してはならないとされた。委員会は、議長・副議長を選出し、事務局長 (Director) を指名した³¹⁾。このような組織は、いわば既存の州教育委員会に準ずるものであり、テキサス州では、ここに初等中等教育を所管する州教育委員会と並んで、州域の高等教育を所管する一種の教育行政機関が形成されたとみることができる。

従来、高等教育の調整は知事や議会によって行なわれ、1929年以後は、不十分ながら、州教育委員会が資料提供や助言あるいは勧告を通してそれを補佐して来たが、TCHE はいわばこの州教育委員会に代わるものであり、各大学と知事および議会との間に立って、州内高等教育の計画と調整を行なう機関となった。大学予算についてみれば、これまでは各大学理事会が自らの権限に従ってそれぞれの予算案を直接知事部局の予算局や議会の予算委員会あるいは議員に提出していたのに対して、1955年以後は、大学理事会は TCHE の指定する定式 (formulas) を使って予算要求を TCHE に提出し、これを受けた TCHE が自らの勧告をそえて、その予算要求を予算局と議会に提出することになった。³²⁾なお、正規の予算配当は、議会によって直接大学理事会に対して行なわれるが、学生増のための予備金は直接大学理事会に対して支出されてもよいし、TCHE に対して支出されてもよく、予備金が TCHE に対して支出された場合には、議会の定める制約と条件のみに従って、TCHE が資金の配分を決定し、それを各大学理事会に対して支出することになった。例えば、1955年の第54議会は、1956年9月1日から1957年8月31日までの会計年度に、大学に配分する補助的予備金100万ドルを TCHE に配当し、TCHE は一般予算配当法 (General Appropriation Law; Senate Bill No. 140, Article V) に規定された定式 (formula) に従って、学生増を基礎に、その金の配分を行なった³³⁾。

以後、TCHE は、1965年に「調整委員会」(C. B.) にとって代わられるまでの10年間に、①各州立大学の役割と範囲を明確に定めたこと、②大学のコース間にみられる多くの二重性や重複、あるいはコースのいたずらな増殖を排除したこと、③こま切れの、かつ問題の多いコースの大削減を行なったこと、④教員給与、図書館、研究等の面における予算増額の実質的な勧告を行なったことなどの諸点において、その基本的使命である調整機能の遂行にみるべきものがあった³⁴⁾。特に第4点に関して、大学が議会に予算要求をする際使用する定式 (formulas) を発展させたことは、TCHE の最も有意義な成果の一つであったと評価されている³⁵⁾。この定式の目的は、高等教育維持のために使用可能な州資金の公平な分配を確保することにあるとされ、上記の教員給与、図書館および学術研究に関するもののほか、大学の一般的管理、建築、保管業務等の領域でも定式の設定を行なった³⁶⁾。いわば大学行政上の「基準設定」であった。

しかし、そのような成果を挙げながらも、TCHE の果たした機能は決して十全なものではなかった。それは TCHE の権限がほとんどすべて助言的なものであり、実質的な実施・監督権限

ではなかったことによる。例えば、大学のプログラムの整理統合あるいは排除に関して、それが州の一般的要件に合致して、しかも当該大学自体の最良の利益になる場合、TCHE はそれを当該大学に命ずることができたが、大学は必ずしもそれに従う必要はなく、大学理事会の是認措置 (affirmative action) によって、そのプログラムを継続することが可能であった。その不服従の措置は、単に TCHE から知事および議会に報告されるに止まった。また、学部・学科・大学等の新設に関する TCHE の助言または勧告も、すべてが尊重されたわけではなかった。TCHE 創設後 8 年間に 6 大学が新設されたが、それらは TCHE の裏書き (確認) を経たものもあれば、そうでないものもあった³⁷⁾。さらに、最も有意義な成果の一つであったとされる予算関係の定式 (formulas) に関しても、1957年にはほとんど全面的に、1959年と61年には実質的に、それぞれ議会によって容認または遵守されたものの、1963年になると採用されないものも出て来たとされる³⁸⁾。なお、TCHE は、テキサス教育局 (Texas Education Agency)³⁹⁾ が管轄権をもつジュニア・カレッジに対しては、全く調整権限をもたなかったので、ジュニア・カレッジをも含む高等教育全体の調整には、十分な機能を発揮することができなかった。

こうしたことから、1960年代に入ると、ますます増大する学生数⁴⁰⁾と財政需要に促されて、高等教育制度の質的向上と整備を図るために、より強力な権限をもつ調整機関が望まれるようになった。

II 調整委員会 (Coordinating Board) への転換

テキサス州の高等教育を抜本的に改革するために、ジョン・コナリー (John Connally) 知事は、1963年の第58議会に、高校後教育審議会 (Committee on Education Beyond the High School) の設置を提案した。その際、彼は、テキサス州がカリフォルニア (あるいはユタ) のような州よりもはるかに少ない連邦研究資金を受けていることを指摘し、これをテキサス州が十分な Ph. D. その他の特別の教育的成果を挙げることに失敗していることと結びつけた。また、「連邦奨学金 (National Merit Scholarship) のテキサス高校生受領者49人のうち、21人がよりよい高等教育を求めてテキサスを去った」こと、「テキサス大学では、過去2年に、上級学位を求める優等卒業生のうち、86%が州外に行った」こと、「124の全米大学調査では、テキサス大学が教員給与の平均で46位に位置している」ことなどを嘆き、テキサスの全公立大学の「役割と範囲」を再吟味する必要のあることを強調した⁴¹⁾。ヒューストン・クロニクル紙 (Houston Chronicle; August 2, 1964) によれば、当時、テキサス州は、人口では全国で第6位に位置しながら、教育に関しては、バチェラーおよび最初の専門職学位が第30位、高等教育費 (州費) が第37位、博士号授与数が第21位、25歳またはそれ以上で終わる平均在学年数が第31位という状況にあった。こうした状況の下にあって、テキサス州の心ある人々の間では、すべての州民に最高レベルの教育の機会を提供する必要性への関心が高まり、この目標を達成するために、高等教育制度の秩序ある成長を進めるべきことが一層強く認識されるに至った。

ジョン・コナリーの提案に基づいて設置された高校後教育審議会は、テキサス州の高等教育を徹底的に調査して、1964年に報告書を提出した。それは、テキサスの高等教育制度が多くの上ばらしい特徴をもった制度であることを認めながらも、望ましい質のレベルには達していないこと、さまざまな起源と経過により大学が種々雑多であること、効果的かつ包括的な計画がないこと、

また人材や資金を最も効果的に利用する手段を欠いていることなどを指摘し、テキサスの高等教育をより優れたものにするためには、TCHE よりも一層強力な権限をもった、中央調整委員会 (Central Coordinating Board) を設置する以外にはないことを勧告するものであった⁴²⁾。委員会の権限としては、各大学の役割と範囲の修正提案を拒否または承認すること、公立大学の数、性格、運営のレベル等を決定すること、大学新設の基準を開発し、またその必要性を決定すること、どの高等教育機関がジュニア・カレッジ、4年制カレッジあるいは総合大学として分類されるかを決定し、またそれらがいつ定められた範囲を越えて運営されるようになるかを決定すること、学位授与政策を発展させること、授業料政策を議会に勧告すること、適切な奨学金や貸付金制度の創設を勧告すること、各大学が知事や議会に予算案を提出する際に使用する定式 (formulas) を設定し、かつ定期的に点検すること、各大学が指定された定式に一致して、また定められた報告システムに従って予算要求をしている事実を確認すること、それに基づく予算要求の勧告を予算局に提出すること、各種の大学の建物利用の定式 (formulas) を決定すること、大学が夏学期に施設を最大限に利用しようとししない場合には、教室用施設に対する要求を拒否すること、登録学生数による圧力が增加するのに伴って施設の効果的利用を確保するために、1年間を基礎とした朝・昼・晩の授業の最大限のスケジュールを確保する定式 (formulas) を開発すること、ジュニア・カレッジのための地方税で賄われる施設を除き、すべての主要な施設の建設を承認または否認すること、などを挙げ、調整委員会 (C. B.) を州内の高等教育問題の最高当局にすることを提案したのである⁴³⁾。

その提案による TCHE と CB の権限の主要な差異は、①TCHE が単に付加的なリーダーシップと調整業務を提供するために設けられたのに対して、CB は高等学校後の全教育機関に対する政策、プログラムおよびその実際面を調整すること、②従来は、各大学が直接議会に近づき、TCHE の勧告していない資金やプログラムを要求することが多かったのに対して、CB は予算要求を含む立法措置を必要とするすべての事項を議会に伝達する権限をもつこと、③従来は、議会が TCHE からの意見を聴いた後、新しい大学が必要かどうかを決定する建前であったのに対して、CB は州内で維持される大学の数と性格を自ら決定すること、④従来は、学位やプログラムの提供に関する TCHE の指示を大学が無視することができ、これが多くの重複をもたらす結果になっていたのに対して、CB は学位とプログラムの新設または廃止に関する完全な権限をもつこと、⑤TCHE は物的施設の拡張を監督する権限を与えられていなかったのに対して、CB は大学の物的施設の拡張の必要性を決定する権限をもつこと、⑥TCHE はジュニア・カレッジに対する権限をもたず、その管轄権者のテキサス教育局 (TEA) との間でほとんど調整がなされなかったのに対して、CB はジュニア・カレッジに関する事項についても調整権をもつこと、などであった⁴⁴⁾。

このような答申を受けて、コナリー知事は、翌65年の第59議会に、TCHE を CB に再編成する法 [An Act amending Chapter 487, Acts of the 54 th Legislature, Regular Session 1955; (codified as Article 2919e, Vernon's R. C. S.) reconstituting the Texas Commission on Higher Education as the Coordinating Board, Texas College and University System; and declaring an emergency.] 案の緊急提案を行なった。知事は、先に述べたようなテキサス州の高等教育の危機的後進性に対する認識から、その克服のために教員給与の大幅アップ、図書

館、学術研究、その他の領域に対する資金増等を含む予算案の提出をほめかしつつ、その資金が高等教育の最大可能な質的向上をもたらすように使われるのを確保するため、十分な権限をもつ調整委員会（C. B.）を設立することを下院法案第1号（House Bill No. 1）として提案したのである⁴⁵⁾。下院法案第1号としたところに知事の意気込みが窺われるが、彼は終始 C. B. の設立にきわめて積極的であった。

中央調整機関の権限を強化するこの C. B. 法案に対しては、そのような中央集権化の考え方は一般の企業経験に基づくものであって大学の本質的な性質に合致していないとか、22もの大学を中央の一つの委員会および一人の事務局長でとりしきるのは、企業的経験に照らしてさえ多過ぎるとかのさまざまな反対論が展開された⁴⁶⁾。特に、C. B. が毎年各大学から全コースのリストを提出させ、必要ならば、理由を付した通告と大学理事会の聴問の後、コースの廃止を命ずることができるとした第11条に対しては、テキサス州の代表的大学であるテキサス大学が強い反対の意思を表明した。学部長と学科代表で構成される大学評議会（UT faculty council）はその条文に対する防衛を決議し、哲学科議長ジョン・シルバー（John Silber）は大学のカリキュラムに対する C. B. の権限を制限する修正立法を求めた⁴⁷⁾。また、教授団のメンバー約300人と学生約600人がこの条文に抗議し、その修正を求める請願に署名した⁴⁸⁾。コナリー知事はこれに公的な回答を与えなかったが、議会では下院議員ボブ・エックハート（Bob Eckhardt）が修正案を提出し、小委員会の審議に付された。しかし、結局のところ、CB 法案は、知事の提案した原案に実質的な変更を加えることなく可決され、成立した。

この法律は、その目的として、「テキサス州が利用可能な全資源の効率的かつ効果的な利用と集中、およびプログラム、教授団ならびに物的施設における経費の二重性の排除を通して、若者に卓越した大学教育を提供することができるようにするため、テキサスの高等教育機関およびその理事会にリーダーシップと調整を提供すること⁴⁹⁾」を掲げた。この「テキサス大学制度調整委員会」の1965年報によれば、その目的は卓越性（excellence）であり、手段は調整と計画であった⁵⁰⁾。そのための権限として、審議会の提案にもあった諸権限が付与された。例えば、州立大学におけるコースの整理統合または排除の権限、学部・学科・学位・免状等の新設の承認、各大学の役割と範囲の決定、予算要求のための定式（formulas）の開発および予算要求の準備と提出、州域の一般的計画の策定、データの収集と普及、大学新設のための基準の設定、報告の統一的様式の開発、公立大学の提供する全校外単位課程（off-campus credit courses）の承認、公立大学による成人教育活動を調整するための規制の制定などである⁵¹⁾。私立大学についても全く無権限ではなく、憲法および法令の限界内で私立大学とも協力すべきことが規定され、また私立大学が「調整委員会」の確認なしに運営されるのを禁止する規定も設けられた⁵²⁾。

かくして、「テキサス大学制度調整委員会」（Coordinating Board, Texas College and University System）は、増大する学生数と財政需要に対処し、高等教育の質と効率を確保するために、TCHE よりもより強力な調整機関として1965年に TCHE に代わって設立されたのである。このような「調整委員会」は、比較的強い権限をもって各大学理事会の上に置かれることから、しばしば「超委員会」（Super-board）と呼ばれた。委員も15人から18人に増員された。州議会上院の同意を得て州知事が委員を任命する点は TCHE の場合と変わらなかったが、委員長（議長）および副委員長（副議長）は委員の互選ではなく、知事の指名するところとなり、知事との関係

がより強化された。

その後、「調整委員会」(C. B.) は、付与された権限に基づき、現在に至るまでの16年間、テキサス高等教育の調整、計画、政策形成等に大いに貢献して来た。その間に若干の権限の拡大もみられ、現在では、上記の権限事項のほかに、公立ジュニア・カレッジの学区の設定およびその運営基準の決定、大学教育の計画・利用・評価および報告の監督、公立大学教員の労働負荷および学級規模の監視、公立大学間の転学を容易にする各種学科のコア・カリキュラムの設定、学生への奨学金や財政的援助の管理、連邦資金による教育情報センタープログラムの管理、等々の諸機能をも遂行している⁵³⁾。

Ⅲ 調整委員会と大学の自治

以上、テキサス州における高等教育調整機関の発展の跡を、主にそれが確立されるまでの過程に注目しながら見て来たが、1955年の TCHE 創設の前後から、他の諸州においても急速にこの種の機関が設立され、1960年までには10州⁵⁴⁾、70年までには27州、そして現在は29州に達している。残りの州には管理委員会 (G. B.) が置かれている⁵⁵⁾。

テキサス1州においても TCHE と CB では違いがあったように、各州の調整機関相互の間にはそれぞれの権限、機能、性格等において若干の差異があることは明らかであるが、その権限がどんなに弱くても何らかの形で州域高等教育の調整(効率)を図ろうとする機関であること、またどんなに強い権限を付与されても州立高等教育機関を直接管理する「管理委員会」ではないという点において、それらは共通の性格をもっている。また、それらの調整機関を生み出した理由ないし形成動因は、それぞれの州において異なると思われるが、ここではその共通の要因と思われるものを拾い出し、それとの関連で調整委員会と大学自治との関係を明らかにしておきたい。

アメリカの大学は、序でも触れたように、本来、個々の大学がそれぞれの理事会の管理の下に、独自に生成発展して来た。したがって、州全体の高等教育を統制または調整する機関が存在しない時期、州教育委員会その他の機関が片手間に大学の調整機能を担っている時期、あるいは調整機関が存在してもそれが任意の機関であったり権限がきわめて弱い状態にある時期等の場合には、州域の高等教育が調和的に発展し、資源が効率的に活用されることは困難である。そこには教育計画の不必要な重複、大学で提供されるコースの過度の拡大、新しい大学の雑多な増設、大学院レベルの教育の不健全な拡大、施設の非効率的な利用等、全体的な計画と調整の欠如によるさまざまな兆候がみられる⁵⁶⁾。テキサスで、1955年に TCHE が、また1965年に CB が設けられたのは、そのような重複や不必要な競合を排除して、より効率的・効果的な高等教育行政を推進するためであった。したがって、テキサスで(あるいは広くアメリカで)、高等教育の調整機関が発展してきた第一の契機は、個々の大学が自らの管理機関(理事会)の下にばらばらに生成発展してきたというアメリカ独特の「理事会管理方式⁵⁷⁾」に起因しているということができよう。19世紀末頃から次第に管理委員会 (G. B.) が設けられるようになり、テキサスできわめて早い時期(1921年)に州立大学の調整が問題になったのも、基本的にはそれによるといえよう。つまり、GB であれ CB であれ、それらが形成されるに至ったのは、本来州域の大学管理がばらばらであったことによる。では、何故1950年代から60年代にかけて調整機関が急速に普及して行ったのか。

上のテキサスの場合からも窺知できるように、その動因となった主たるものは、第二次大戦後

の復員軍人あるいはその後のベビーブームの結果による学生数の急激な膨張、進学意欲の増大による高等教育志望者数の増加、朝鮮動乱による財政需要の拡大、高等教育経費の上昇等であった。その圧力から、財源の確保、その効率的な利用、公平な配分、計画と調整が必要となり、そのためのリーダーシップを取る中央調整機関が不可欠となったことにある（第二の契機）。知事部局や議会事務局、あるいは初等中等教育を所管する教育委員会の片手間の作業では、増大する高等教育問題に十分対処することができなくなったのである⁵⁸⁾。それでは、何故、より強力で効率的と思われる管理委員会（GB）の普及をみなかったのか。

すでに述べたように、管理委員会は19世紀末から1940年代にかけて次々に設けられ、1940年代末には16州に及んでいた。しかし、1950年代から60年代にかけて調整委員会を設けた州が27州にも達したのに対して、管理委員会を新たに設けた州は、わずか3～4州に過ぎなかった⁵⁹⁾。それらの比較的複雑でない教育制度をもつ諸州（Utah, West Virginia, Maine, 等）を例外として、圧倒的多数の州が調整委員会の方を設置したのは何故か。それは、全州立高等教育機関を直接管理する中央管理委員会（GB）よりも、管理権限が弱く各大学理事会の存続を認める調整委員会（CB）の方が、各大学の独立性や自治をより多く認めることになり、中央機関の設置に対する大学の反対や抵抗をより少なくすることができたからである（第三の契機）。すなわち、GBを設置する代わりにCBを設置したとみることができよう。その意味では、CBはGBに代わるものであり、CBの設置は一連のGB設置（高等教育行政機関誕生）の歴史的流れの延長線上で考えられるべきものであろう。ともあれ、調整委員会の設置は、急増する高等教育への需要とひっばくする財政・経費増大の圧力の下で、高等教育の質を高め、資源のより効率的・効果的活用を図るために中央の機関を作ろうとする中央集権化の力と伝統的に培われて来た各大学の自治・独立性を保守しようとする個別化・分権化の力とのいわば妥協の産物であった。上に見たテキサス州における調整機関の設置およびその強化の過程においても、各大学の独立性あるいは自治を確保することが常に話題となった。TCHEの創設をもたらした一連の勧告の最初の報告書（1950）は、「最大の利点はいうまでもなく最大の不利であり、より多くの秩序、統制および調整が確保されればされるほど、各大学の自由はますます縮小される。……より厳しい統制が示唆される時には、常に既存の自由の喪失の危険と怖れのために、完全な統合プログラムに対する反対と抵抗が相当強いものになる⁶⁰⁾。」と述べ、厳しい統制をもたらす管理委員会よりも、よりゆるやかな調整機能をもつ委員会の設置を勧告したのであった。また、1953年の第53議会下院決議第20号に基づく16人委員会（知事の諮問機関）の報告書も、「大学が享受して来たイニシアティブの制度は、その中にわが国の経済体系における自由企業の多くの利点をもっている。この制度に含まれる価値は将来にわたって注意深く守られるべきである。」とし、ここに設置される委員会（1953年の臨時TCHE）が恒久的な委員会（1955年創設のTCHE）を設立すべきことを結論づけるとしても、その権限は狭く限定されるべきことを強調した⁶¹⁾。その後、1965年にTCHEに代わってCBが設置される過程でテキサス大学の教授団や学生が抵抗を示したことはすでにみたが、それを押しつぶした形で成立したCBの初代議長ジョン・E・グレイ（John E. Gray）も、その最初のビジネス会議で、「実際問題として、われわれは、わが州の制度を構成している各大学の理事会にみられるイニシアティブと力をどの点でも失わないように注意しなければならない⁶²⁾。」と自戒の言葉を述べざるを得なかった。

全高等教育機関の調整を行なうということは、多かれ少なかれ、それぞれの機関の創意と独自性、個別性を抑えるということであり、「大学理事会からその自治のいくつかを取り去ることなしに調整機関を創設することは不可能⁶³⁾」なのである。もっとも、その調整機関が拘束力をもたない全く助言的なものに留まる限りは、大学の自治・独立性への圧迫は最も少ないと言えるが、その場合はその調整機能は最も実効性の乏しいものになるだろう。したがって、「不十分な権限をもった委員会を創設することは、公的利益を十分に保護しない恐れを生ずることになる。」また逆に、「余りに多くの権能をもった委員会を創設する場合は大学に必要な自治とイニシアティブを脅かすことになる。」⁶⁴⁾その意味で、全く助言的な調整機関でもなく、かと言って各大学の理事会を全廃する中央管理委員会でもない、ある程度の強制力を伴った調整委員会(CB)は、大学管理の集権化と分権化の二つの力の接点(妥協点)に立つものであると言えよう。

ただ、ここで注意すべきことは、ここに言う大学の自治はいわゆる「広義の大学」の自治であり、第一義的には各大学の管理の頂点に立つ「理事会」の自治あるいは独立性を意味するということである⁶⁵⁾。したがって、中央管理委員会(GB)を設けることは、個々の大学の理事会を廃止して、これを中央の一つの機関に統合するということであって、それが直ちに「狭義の大学」(教授団)の自治やその基礎理念である学問の自由をそのまま脅かすということにはならない。むしろ、冗費節約、効率性の確保という意味では、個々の大学理事会を廃止して、一つの中央機関に統一した方が有効であると言える。しかし、それに対する抵抗が強いのは、アメリカの大学が理事会・管理職・教授団等の複合体として成立して来たという歴史的事情と、その結果理事会を頂点とする「広義の大学」の自治は対外的には必然的に「狭義の大学」の自治をも内包しているという事実による。また、各大学理事会を構成する理事の名誉的野心によるところも大きいと考えられる⁶⁶⁾。

いずれにしても、19世紀末中央管理機関設置の方向で動いて来た中央集権化の力は、1950～60年代にかけて、個々の大学のイニシアティブや独自性・自治をより多く残そうとする分権化の力に妥協して、多くの州で強制力の比較的弱い調整委員会を生み出したとみることができる。また、場合によっては州憲法によって独立性を保障されている大学もあり、その場合は憲法改正の困難さやそれに基づく抵抗を避けた結果として調整委員会が誕生したという見方も可能であろう⁶⁷⁾。

なお、調整委員会については、大学自治の侵害を最少限にとどめて、しかも高等教育の公的利益を保護する最良の方法であるという見方もあれば、いずれ将来到達する完全な中央集権(単一の州域管理委員会=G.B.)への途上にある妥協的途上駅(way-station)に過ぎないという見方もある⁶⁸⁾。1980年現在29州にある調整委員会が将来管理委員会に衣替えして行くかどうかは必ずしも正確に予言することはできないが、歴史的には、高等教育行政が多かれ少なかれ中央集権化の道を辿って来たことは否定できない。調整委員会そのものも、非常に規制力の弱いもの、あるいは単なる財政的調整を行なうものから、新プログラムの規制、既存プログラムの排除、研究教育政策の規制等に及ぶものまでさまざまであるが、歴史的には、一般に権限強化の過程を辿って来た。また、「官僚組織の内在的性質として、調整機関は絶えず自らの権能を拡大し、職員をふやし、可能なあらゆる方法で自己拡張をはかる明白な傾向がある。調整機関のスポークスマンは、大学の自治は守られねばならないとしばしば声高に宣言するが、同時にその自治を減退させ、または破壊する州法の制定を求める⁶⁹⁾。」と言われるように、調整委員会自体が組織的膨張の可能性を

秘めている。さらに、各大学の理事会は本来素人の学外者によって構成される学外的管理機関であり、それらがより大きな学外管理機関に統合される契機は本来的に備えているとみることもできよう。全州単一の管理委員会とまでは行かなくても、いくつかの州立大学を統合して、それらが単一の管理委員会（理事会）をもつ大学連合体（system）をつくる方式が多くの州で採用されて来た⁷⁰⁾ことはそのことを物語っている。大学の理事会も州域の大学管理委員会も、「素人支配」という同じ学外者管理の原則に立つ以上、大学管理機構の冗費節約・効率性の観点からは、大学理事会のより合理的な統合、単一委員会の創設が求められることになる。また、1980年代は、浪費的重複を避け、資源を活用するために、公私立大学を含む全高等教育機関のより多くの協力、そのための調整機能がますます重要になって来ると言われている⁷¹⁾。こうしたさまざまな要因を考えると、調整委員会の組織拡大、権限強化、さらには管理委員会への転換⁷²⁾等が、いずれ遠からぬ将来に歴史的必然として生ずることも予測される。アメリカにおける真の大学の自治、「狭義の大学」（教授団）の自治、あるいは学問の自由に根ざしたドイツ的な意味における大学自治のあり方が、統治機関（管理委員会）対大学の関係において厳しく問われるようになるのはその時であろう。

(1981.9.30)

[This thesis owes a great deal to the hospitality of Dr. Kenneth H. Ashworth (Commissioner of Higher Education), Mrs. Mary Allen (Secretary) and the staff at the Coordinating Board, Texas College and University System, where I stayed from April through June, 1981.]

注

- 1) 厳密な意味では colleges と universities は概念を異にするが、ここでは一括して大学として捉える。また、ジュニア・カレッジを含めた高等教育機関と同義に捉え、これに代置することもある。
- 2) 拙稿：「アメリカの大学理事会の特質と“大学の自由”」, 国立教育研究所, 資料 No. 46-1, 高等教育総合研究, 昭和46年11月, 参照。
- 3) ニュー・ヨーク州ではこれよりはるかに早い1784年に、州域の大学管理委員会 (The Board of the University of the State of New York) が設けられ、大学のみならず、すべての教育機関を所管してきたが、これは例外である。19世紀末以降にみられる一連の州域大学管理委員会設置の流れをつくった最初のものは、1896年における South Dakota の Board of Regents の設立である。金子忠史：「大学の連合化に伴う調整的な管理運営」, 国立教育研究所, 資料 No. 46-1, 高等教育総合研究, 昭和46年11月, 参照。
- 4) これらの州域大学管理機関も字義通りに訳せば、大学理事会と同じく「理事会」とすべきであるが、それとの混同を避けて「管理委員会」とした。
- 5) Lyman A. Glenny, Robert O. Berdahl, Ernest G. Palola, James G. Paltridge: "Coordinating Higher Education for the '70s," Center for Research and Development in Higher Education, University of California at Berkeley, 1971, p. 1. M. M. Chambers: "Trends among the states in governance and coordination of higher education, in "Coordination and governance of higher education," edited by American Association of State Colleges and Universities, November 1971, p. 15. "Higher Education in the States," published by the Education Commission of the States, 1979.
- 6) "Statewide Agencies for Higher Education," on The Chronicle of Higher Education, September 22, 1980 の分類による。
- 7) "The States and Higher Education--A Proud Past and a Vital Future," A Commentary of the Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching, Jossey-Bass Publishers, 1976, p. 86.
- 8) これらも厳密な意味では若干のニュアンスの違いがあるが、一括して調整委員会として捉え、固有名詞として使う時は、Commission on Higher Education は高等教育委員会と訳し、Coordinating Board は「調整委員会」として鍵括弧をつけた。
- 9) Cf. The Chronicle of Higher Education, September 22, 1980, p. 8.

- 10) A. J. Brumbaugh: "State-wide Planning and Coordination of Higher Education," Southern Regional Education Board, 1963, p. 15. M. M. Chambers: *loc. cit.*
- 11) M. M. Chambers: *op. cit.*, p. 16, Note 3.
- 12) Lyman A. Glenny and others: *loc. cit.*
- 13) *Ibid.*
- 14) Staff of The Texas Legislative Council: "Public Higher Education in Texas," Austin, Texas, November, 1950, p. 150.
- 15) *Ibid.*
- 16) *Ibid.*
- 17) *Ibid.*
- 18) *Ibid.*, p. 151, Note 8.
- 19) *Ibid.*, p. 155.
- 20) *Ibid.*, p. 153.
- 21) "Public Higher Education in Texas 1961-1971," Report of the Texas Commission on Higher Education to the Governor and the Legislature of The State of Texas, March 25, 1963, p. 3.
- 22) Journal of the House of Representatives of the Regular Session of the Fifty-first Legislature of the State of Texas, Begun and Held at the City of Austin, January 11, 1949, Austin, p. 4128.
- 23) Journal of the House of Representatives of the Regular Session of the Fifty-second Legislature of the State of Texas, Begun and Held at the City of Austin, January 9, 1951, Austin, p. 712.
- 24) House Journal, Fifty-second Legislature, Regular Session, Austin, March 12, 1951, p. 845.
- 25) "Texas Higher Education Criticized 3rd Time in 13 Years," on The Houston Post, July 19, 1964.
- 26) Liaison Committee on Texas Private Colleges and Universities: "Pluralism and Partnership, The Case for the Dual System of Higher Education, cb study paper 6, Coordinating Board, Texas College and University System, September 1968, p. 14. Texas Commission on Higher Education: Report to The Honorable Allan Shivers, Governor of Texas, and The Legislature of the State of Texas, November 4, 1954, p. 29.
- 27) *Ibid.*
- 28) *Ibid.*, pp. 2~5.
- 29) A. J. Brumbaugh: *op. cit.*, p. 21.
- 30) *Ibid.*, p. 22.
- 31) *Ibid.*, p. 21. "Texas Commission on Higher Education," 37 Questions and Answers by Senator Ottis Lock, Lufkin, Texas, September, 1955, pp. 1~5. J. L. Zwingle and Mabel E. Rogers: "State Boards Responsible for Higher Education 1970," U. S. Department of Health, Education, and Welfare, (Office of Education), p. 142.
- 32) Ottis Lock: *op. cit.*, p. 7.
- 33) *Ibid.*, p. 9.
- 34) Minutes, Texas Commission on Higher Education, July 12, 1965. TCHE の自己評価。
- 35) A. J. Brumbaugh: *op. cit.*, p. 23.
- 36) *Ibid.* Cf. "Designation of Formulas," Adopted, February 6, 1970, (cb policy paper 9).
- 37) "Education: Texas Resource for Tomorrow," Report of The Governor's Committee on Education Beyond the High School, August 31, 1964, p. 35.
- 38) *Ibid.*
- 39) TEA はテキサス州教育委員会の事務局。
- 40) TCHE 創設後の約10年間に、4年制大学は16から22にふえ、学生数はほぼ100%増加した。Minutes, *op. cit.*, p. 9
- 41) "Connally Program: Higher Education 'Alarm' Answered by Governor", on The Dallas News, January 17, 1963.
- 42) "Education: Texas Resource for Tomorrow", *op. cit.*, p. 64.

京都大学教育学部紀要 XXVIII

- 43) *Ibid.*, pp. 44~46. "New State Coordinating Board Could Say 'No' and Make it Stick," on The Houston Chronicle, August 3, 1964.
- 44) *Ibid.* "Education: Texas Resource for Tomorrow," *op. cit.*, p. 35.
- 45) Journal of The Senate of the State of Texas, Regular Session of the Fifty-ninth Legislature, Convened January 12, 1965, Adjourned May 31, 1965, Volume I, p. 87.
- 46) "A Brief On Alternative Ways To Coordinate Higher Education," Legislative Budget Office, November 17, 1964, pp. 2~3. Financing Texas Higher Education: A Dollars-and-Sense Appraisal," A Staff Report to the Texas Legislative Budget Board, Legislative Budget Office, Compiled May 25, 1964, Edited for Informational Release, January 12, 1965, p. 15.
- 47) "UT Faculty Is Concerned Over Super Board's Power," on The Houston Chronicle, March 16, 1965.
- 48) "UT Group Protests College Bill," on The Houston Chronicle, March 18, 1965.
- 49) J. L. Zwingle and Mabel E. Rogers: *loc. cit.* "Financing Texas Higher Education: A Dollars-and-Sense Appraisal," *op. cit.*, p. 18.
- 50) Coordinating Board, Texas College and University System: Annual Report, 1965, p. 1.
- 51) *Ibid.*, pp. 2~3. Coordinating Board, TCUS: Annual Report, 1975, p. 5. J. L. Zwingle and Mabel E. Rogers: *op. cit.*, p. 143. "The Fifty-ninth Texas Legislature," A Review of Its Work, Institute of Public Affairs, The University of Texas, 1966, p. 33.
- 52) J. L. Zwingle and Mabel E. Rogers: *op. cit.*, p. 142. Coordinating Board, TCUS: Annual Report, 1975, p. 5.
- 53) Coordinating Board, TCUS: Annual Report, 1980, p. iv.
- 54) Oklahoma (1941), New Mexico (1951), Kentucky (1952, 形式的創立は1934), Texas (1955), Wisconsin (1955), North Carolina (1955), Virginia (1956), Illinois (1957), Utah (1959), California (1960). 拙稿: 上掲論文, 22ページ参照。
- 55) The Chronicle of Higher Education, September 22, 1980による。
- 56) A. J. Brumbaugh: *op. cit.*, p. 2.
- 57) 拙稿: 「アメリカの大学における『理事会管理方式』の成立とその変容過程」, 東北大学教育学部研究年報, 第十八集, 昭和45年3月, 参照。
- 58) "Designation of Formulas," *op. cit.*, p. 2. Ohio Legislative Service Commission: "Coordination of Higher Education," Staff research report, No. 53, p. 18.
- 59) Lyman A. Glenny and others: *op. cit.*, pp. 1~3. ただし, Education Commission of the States: "Higher Education in the States," Volume 7, Number 5, 1979, pp. 258~264 の表によれば, Pennsylvania と Rhode Island の州立大学がそれぞれの州教育委員会の管理下に入っている。これらはいずれも1960年代末のことで, 1968年の Maine 州以外は全て1969年であった。なお, これらに続いて1970年代の初めには, Wisconsin (1971), North Carolina (1972), Montana (1973) などが, それぞれ単一の大学管理委員会を設置, または編成替えしている。
- 60) Staff of The Texas Legislative Council: *op. cit.*, p. 165.
- 61) The Governor's sixteen-member committee: "Report to the Governor and the Legislature of the State of Texas Pursuant to House Resolution Number 20", p. 2.
- 62) Coordinating Board, TCUS: Minutes, September 20, 1965, p. 11.
- 63) "Financing Texas Higher Education," *op. cit.*, p. 16.
- 64) Lyman A. Glenny and others: *op. cit.*, p. 6.
- 65) 拙稿: 「アメリカにおける学問の自由と大学の自治」, 国立教育研究所紀要第84集, 昭和49年3月, 17~19ページ参照。
- 66) Kenneth H. Ashworth (Commissioner of Higher Education, C. B., TCUS) は, 大学理事会の廃止が困難な理由として, 理事の多くがその地位を失うのを嫌がることを挙げ, 理事会存続の理由は「政治的」(political) なのだと述べた。
- 67) Lyman A. Glenny and others: *op. cit.*, p. 2.

- 68) M. M. Chambers: *op. cit.*, p. 16.
- 69) *Ibid.*
- 70) テキサスでも, CB 設置 (調整機関強化) の際に, 州立大学をいくつかのグループに分けてそのシステム化が図られた。
- 71) Education Commission of the States: "Challenge: Coordination and Governance in the '80s," A Report on Issues and Directions in Statewide Coordination and Governance of Postsecondary Education in the 1980s, Report No. 134, July 1980, pp. xi~xii.
- 72) 実際に, North Carolina, Utah および Wisconsin の3州は, 1950年代に調整委員会を設置していたにも拘らず, 1970年代の初めにはそれぞれ管理委員会を設置した。注54および59参照。また, 連邦政府は早く (1929年) から, 各州が究極的な目標として, 初等・中等および高等のすべての教育管理を一つの機関に統合することを慫慂していた。Cf. Staff of The Texas Legislative Council: *op. cit.*, p. 161.

(本学部助教授)